

このコーナーはPDF版では掲載していません。

## 野焼き（野外焼却）はやめましょう

生活衛生課 生活衛生班 ☎ 0820 (79) 1012

廃棄物の野焼き（野外焼却）については、廃棄物処理基準を満たしていない\* 設備等での焼却を含め、法律で禁止されています。ただ、例外としては次のものなどがあります。

- どんと焼きなどの風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- 農業者が行う稲わら等の焼却など、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。（廃ビニールの焼却は含みません）
- たき火を行う際の木くず等の焼却など、臭いや煙が近所の迷惑にならない程度に少量で行われる廃棄物の焼却。

ただし、プラスチック類の焼却や苦情がでる焼却は野焼き禁止の例外になりません。

家庭のごみは野焼きをせず、分別してごみの収集場所へだしてください。

野焼きをした人は、5年以下の懲役、1000万以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられる場合があります。

※廃棄物処理基準を満たしていない例

小型（簡易）焼却炉やドラム缶やブロック等での簡易焼却装置など